

第75回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

主要な事業所
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
責任限定契約の内容の概要
社外役員に関する事項
剰余金の配当等の決定に関する方針
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に対する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査報告

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

株式会社文教堂グループホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業所（2025年 8 月31日現在）

当社本社 川崎市高津区久本三丁目 1 番28号

地 域	店 舗	店舗数
東 京	西葛西店、青戸店、小平店、成瀬店、成増店、グリーンコート店、中野坂上店、市ヶ谷店、あきる野とうきゅう店、人形町店、武蔵境駅前店、西台店、東陽町駅前店、赤羽店、広尾店、練馬高野台店、二子玉川店、大崎店、C A青山一丁目店、南大沢店、河辺店、つくし野とうきゅう店、六本木ヒルズ店	23
神 奈 川	溝ノ口駅前店、溝ノ口本店、星ヶ丘店、葉山店、立場店、伊勢原店、R 4 1 2 店、すすき野とうきゅう店、中山とうきゅう店、湘南とうきゅう店、杉田店、鎌倉とうきゅう店、中央林間店、L I V I Nよこすか店、横須賀MORE’ S 店、平塚店、新城駅前	17
北 海 道	平岸店、新道店、琴似駅前店、宮の森店、西野 3 条店、札幌ルーシー店、新千歳空港店、北49条店、函館昭和店、湯ノ川店、新札幌D U O 店、C A新千歳空港店、札幌大通駅前	13
埼 玉	狭山店、東川口店、蓮田店、新座駅前、川口駅前、岩槻店、朝霞マルエツ店、熊谷駅前	8
千 葉	小倉台店、下総中山駅前、茂原店、行徳店、浦安西友店	5
大 阪	淀屋橋店、住道店、河内長野店	3
兵 庫	逆瀬川店、立花店、園田店	3
静 岡	大仁店	1
奈 良	王寺店	1
	合 計	74

(2) 主要な借入先の状況（2025年 8 月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,384,407千円
モルガン・スタンレー・クレジット・プロダクツ・ジャパン株式会社	1,035,601
株 式 会 社 横 浜 銀 行	782,086
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	414,631
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	386,603

(3) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年8月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	56,018,860株
	A種類株式	800株
	B種類株式	800株
	C種類株式	800株
	D種類株式	800株
	E種類株式	800株
	F種類株式	800株
	G種類株式	800株
	H種類株式	800株
	I種類株式	800株
	J種類株式	848株
	K種類株式	1,864株
	計	56,028,772株
② 発行済株式の総数	普通株式	43,821,792株(自己株式28,048株を除く)
	K種類株式	154株
	計	43,821,946株
③ 単元株式数	普通株式	100株
	A種類株式	1株
	B種類株式	1株
	C種類株式	1株
	D種類株式	1株
	E種類株式	1株
	F種類株式	1株
	G種類株式	1株
	H種類株式	1株
	I種類株式	1株
	J種類株式	1株
	K種類株式	1株

④ 株主数	普通株式	31,197名
	K種類株式	3名
	計	31,200名

⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数			合計株式 持株比率
	普通株式	種類株式	合計株式	
日販グループホールディングス株式会社	3,930千株	K種 0千株	3,930千株	8.97%
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	3,317千株	－千株	3,317千株	7.57%
楽 天 証 券 株 式 会 社	1,017千株	－千株	1,017千株	2.32%
前 田 喜 美 子	818千株	－千株	818千株	1.87%
株 式 会 社 S B I 証 券	725千株	－千株	725千株	1.66%
加 賀 美 武 飛	610千株	－千株	610千株	1.39%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	601千株	K種 0千株	601千株	1.37%
三 菱 U F J e ス マ ー ト 証 券 株 式 会 社	388千株	－千株	388千株	0.89%
熊 谷 正 昭	353千株	－千株	353千株	0.80%
砂 川 亮	291千株	－千株	291千株	0.66%

(注) 持株比率は自己株式(28,048株)を控除して計算しております。

なお、K種類株式は日販グループホールディングス株式会社が50株、株式会社横浜銀行が77株、株式会社商工組合中央金庫が27株をそれぞれ所有しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役である飯田直樹氏、森俊明氏及び平岡隆氏、監査役である村瀬幸子氏及び平越格氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額としております。

② 社外役員に関する事項

(a) 取締役 飯田直樹

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

弁護士法人黒田法律事務所のパートナー弁護士、株式会社山野楽器の監査役及び株式会社キャンドゥの社外取締役(監査等委員)であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。

ii. 特定関係事業者等に関する親族関係

該当事項はありません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催の取締役会18回中18回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき積極的に発言、助言を行っており、期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております。

(b) 取締役 森俊明

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

BE1総合会計事務所法人代表であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。

ii. 特定関係事業者等に関する親族関係

該当事項はありません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催の取締役会18回中18回に出席し、税理士・公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき積極的に発言、助言を行っており、期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております。

(c) 取締役 平岡隆

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

日本出版販売株式会社の執行役員及び同社グループであるカルチュア・エクスペリエンス株式会社の監査役であります。また、当社は同社グループとの間に書籍・雑誌等の仕入取引がありますが、当社グループと同社グループとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、社外役員として適任であると判断しております。

- ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会18回中17回に出席し、社外の立場から、議案・審議等につき積極的に発言、助言を行っており、期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております。
- (d) 監査役 村瀬幸子
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
九段坂上法律事務所所属の弁護士、ニチアス株式会社の社外監査役並びにマクセル株式会社及び日本鑄造株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催の取締役会18回中13回に出席し、また監査役会15回中15回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。
- (e) 監査役 平越格
- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
第一芙蓉法律事務所の弁護士、学校法人実践女子学園の理事及び三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき事項はありません。
 - ii. 特定関係事業者等に関する親族関係
該当事項はありません。
 - iii. 当事業年度における主な活動状況
2024年11月28日就任以降に開催の取締役会13回中13回に出席し、また監査役会10回中10回に出席し、弁護士としての立場から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜、発言、助言を行っております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する配当金の決定は経営の最重要事項として認識し、将来の事業展開を考慮しつつ、内部留保の充実により企業体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定した配当を維持することが重要であると考えております。配当金は、業績の伸長にあわせ配当性向等を勘案しつつ、増配を視野に入れながら継続して安定配当を行う方針であります。

しかしながら、当事業年度の期末配当金については、会社をとりまく環境は依然として厳しい状況にあり、当社といたしましては、2019年9月27日に成立した事業再生ADR手続において対象債権者から同意を得た事業再生計画案に基づいて事業構造改革に取り組んでおりましたが、いまだ事業再生の途上でもあることを鑑み、財務体質の強化を図ることを最重要課題として、誠に遺憾ながら実施を見送らせていただくことといたしました。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団の取締役及び使用人が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、「文教堂グループ行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」を定めその徹底を図る。

また、コンプライアンス体制の維持、向上については、社長直轄のコンプライアンス委員会を責任部署とし、コンプライアンス委員会は「コンプライアンス規程」に従い、法令・定款及び社内規程を遵守して社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。

法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報窓口」を設置し、体制を確保する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」をはじめとする社内諸規程に基づき適切に保存及び管理するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動の全般に係る様々なリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長とし、取締役、常勤監査役及び各部門の責任者が出席する経営会議において行う。

また、リスク管理に係る組織・体制の構築をするため、「リスク管理規程」を定めており、それに基づく体制を整える。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、月1回定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。

また取締役会の他に、取締役、監査役及び各部門の責任者が出席する経営会議を月2回開催し、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。

- ⑤ 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、当社の「関係会社管理規程」に定める重要事項については、当社への事前審議、承認または報告を行う体制を確保する。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社及び関連会社に対して、自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行う。

また、当社の内部監査室は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、内部監査室の職員など適切な人材を派遣する。また、その要請を受けて業務を行う使用人は、その要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価等は、事前に監査役会の同意を得る。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重

要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、または職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格、減給等不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく報告する。

- a. 内部監査の結果
- b. 内部通報窓口による通報の状況
- c. その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針

取締役は、監査役の監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、必要な助言または勧告を行う。

また、決裁書類、報告書等の関係書類を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて代表取締役、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、内部監査室とも連携し、監査の実効性を高める。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。

⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、毎月開催される取締役会において、内部統制基本方針の実施状況を報告することとなっており、子会社を含む当社グループの業務の執行

状況を、社外監査役が当社グループの経営に関する監視ができるとともに、社外取締役が当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。

また、監査役は、取締役会のほか定期的開催される経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

当社グループの従業員に対しては、「文教堂グループ行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」について従業員が参加する全体会議等での説明を行っており、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

(6) 会社の支配に対する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現在は、特別な防衛策を導入いたしておりませんが、今後については社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	50,000	87,908	1,191,277	△18,224	1,310,961	1,310,961
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純損失			△154,884		△154,884	△154,884
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△154,884	－	△154,884	△154,884
当 連 結 会 計 年 度 期 末 残 高	50,000	87,908	1,036,392	△18,224	1,156,076	1,156,076

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2018年8月期に重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

その後、当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいりました。

事業上の施策といたしましては、①エリアマネージャー制の導入等、②返品率の減少、③文具販売の強化、④不採算店舗の閉鎖、⑤本部コスト等の削減、⑥組織再編等に取り組み、収益力の改善を実現してまいりました。

財務面につきましては、お取引金融機関により、①債務の株式化、②債務の返済条件の変更によるご支援をいただきました。

また、大株主である日販グループホールディングス㈱からは、①店舗の競争力を維持・強化するため、500百万円の出資、②既存債務の一部支払いの条件変更、③その他事業面、人事面でのご支援をいただき、財務状態の安定化を図ってまいりました。

しかしながら、お取引金融機関との事業再生ADR手続の計画期間終了となる2025年8月以降の中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が、現時点でなされていません。加えて当連結会計年度において、重要な営業損失を88百万円、経常損失を83百万円、親会社株主に帰属する当期純損失を154百万円計上しております。このことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

現在、収益性の高い文具・雑貨や集客力の高いトレーディングカード及びガシャポンのデパートの導入拡大、粗利貢献が高いインセンティブ商品の取扱い拡大を基軸とした中期計画の策定を進めており、新たな投資に係る資金調達及び借入金の返済について、対象債権者と合意に向け、現在も交渉を継続しております。

しかし、現時点でお取引金融機関との最終的な合意が得られていないため、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	3社
・連結子会社の名称	株式会社文教堂 ジェイブック株式会社 有限会社文教堂サービス

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

- ロ. 棚卸資産
- ・商品
 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・貯蔵品
 最終仕入原価法による原価法によっております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
 （リース資産を除く）
 定率法によっております。
 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。
- ロ. 無形固定資産
 （リース資産を除く）
 定額法によっております。
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
 従業員に対する賞与の支給に備えるため、次回賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
- ハ. 事業構造改革引当金
 事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 当社グループの主要な事業内容は書籍・雑誌等の小売業であり、商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、一部のフランチャイズ取引のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。
- 教育プラットフォーム事業については、主に授業の実施及びこれに付随した教材等の販売を行っております。授業の実施は生徒への受講完了時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、教材等の販売は生徒への商品引き渡し時において履行義務が充足されることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。
- これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後から、別途定める支払条件により概ね1ヵ月以内に回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含んでおりません。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 退職給付に係る負債の計上基準
 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都合要支給額を計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 5,309,777千円

棚卸資産評価損 8,791千円

棚卸資産評価損の内訳は、前連結会計年度に計上した商品に係る評価損118,385千円の戻し、当連結会計年度に計上した商品に係る評価損127,176千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の棚卸資産について、定期的に簿価を切り下げる方法により棚卸資産評価損を計上しております。

ロ. 主要な仮定

滞留又は処分見込み等の判定は、単品ごとの販売状況の実態を詳細に把握し、直近の販売データに基づき行っております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

滞留又は処分見込み額は、市況の悪化等経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、過去の実績に基づく見積りは不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、棚卸資産評価損の計上の可能性があります。

(2) 資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	55,789千円
有形固定資産	921,639千円
無形固定資産	47,442千円
投資その他の資産	75,310千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、資産のグルーピングをキャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき直営店舗ごとに行っております。また、賃借用資産については物件単位でグルーピングを行い、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産については、各資産グループに共用資産を加えたより大きな単位（全社）を資産グループとし、減損の兆候の有無の判定を行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積りにより算定しております。使用価値については、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスであるため零円としております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎に、各店舗の業績の推移を勘案し、過年度の営業利益の水準で翌連結会計年度以降も継続すると仮定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローは各店舗を取り巻く環境の変化によって影響を受けるため、過年度の営業利益の水準に基づく見積りは不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の各店舗の営業利益がマイナスとなった場合には、減損損失の計上の可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	3,897千円
土地	558,578千円
差入保証金	682,879千円
その他（投資その他の資産）	1,800千円
計	1,247,155千円

上記の物件は、短期借入金2,166,493千円及び長期借入金（1年内返済予定分を含む）1,836,837千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,012,898千円

(3) 偶発債務

当社は、普通株主への配当金の支払いを支給条件とした役員退職慰労金規程を制定しております。

なお、当該偶発債務は当連結会計年度末21,900千円であります。

(4) 契約負債

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ① 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	増加	減少	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	43,381,090株	468,750株	一株	43,849,840株
K 種 類 株 式	160株	一株	6株	154株
合 計	43,381,250株	468,750株	6株	43,849,994株

(注) K種類株式の減少6株は、普通株式を対価とするK種類株式の消却による減少であります。その結果、普通株式が468,750株増加しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	増加	減少	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	28,048株	一株	一株	28,048株
K 種 類 株 式	一株	6株	6株	一株
合 計	28,048株	6株	6株	28,048株

(注) K種類株式の増加及び減少6株は、普通株式を対価とするK種類株式の取得及び消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については運用方針を取締役会で決議し、それに基づき運用しております。

資金調達については、運転資金及び出店投資資金について、必要な資金を銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社及び事業所建物の賃借契約に伴い預託している敷金及び保証金であり、取引先などの信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び出店投資資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年であります。

受入保証金は、主に賃貸等不動産における賃借契約等に基づき預託を受けている受入敷金等であり、当社グループの資金調達に関わる流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等をモニタリングし、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づいて担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 施設利用権	1,800	6,000	4,200
(2) 差入保証金 (※3)			
敷金	1,161,883	844,600	△317,282
営業保証金	60,873	36,460	△24,413
資産計	1,224,557	887,061	△337,496
受入保証金	118,884	87,758	△31,126
負債計	118,884	87,758	△31,126

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「長期借入金」(1年内返済予定分を含む。)については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額69,313千円)については、市場価格のない株式等であるため、上表には含めておりません。

(※3) 差入保証金には1年内回収予定分を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価进行分类しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
施設利用権	—	6,000	—	6,000
差入保証金				
敷金	—	844,600	—	844,600
営業保証金	—	36,460	—	36,460
資産計	—	887,061	—	887,061
受入保証金	—	87,758	—	87,758
負債計	—	87,758	—	87,758

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

施設利用権

ゴルフ会員権等の時価は、ゴルフ会員権等取扱店（インターネットサイトを含む）等の相場価格を用いて評価しておりますが、その時価は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

差入保証金

敷金及び営業保証金の時価の算定は、償還予定時期ごとにその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

受入保証金

受入保証金の時価の算定は、償還予定時期ごとにその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。

賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当 連 結 会 計 年 度 末 の 時 価
	当 連 結 会 計 年 度 期 首 高	当 連 結 会 計 年 度 増 減 額	当 連 結 会 計 年 度 末 高	
賃貸等不動産	598,321	△1,543	596,778	613,319

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
書籍・雑誌等の販売業	
小売	
書籍	6,327,622
雑誌	4,277,682
文具	1,967,791
その他	1,796,450
卸売	
書籍・雑誌	7,383
その他収益	79,454
顧客との契約から生じる収益	14,456,385
その他の収益	—
外部顧客への売上高	14,456,385

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 連結注記表「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 (2) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客と契約から生じた債権	676,734	672,731
契約負債	2,190	7,697

契約負債は、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、主に顧客からの前受金によるもので収益の認識に伴い取り崩されます。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,190千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 △8円96銭
 (2) 1株当たり当期純損失 3円57銭

12. その他の注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所・用途	種類	減損損失
直営店舗 (神奈川県横須賀市他 計15店舗)	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 差入保証金 その他	55,789

当社グループは、資産のグルーピングを直営店舗ごとに行っております。

当連結会計年度において、投下資本回収力が当初予定より低下した直営15店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物24,597千円、機械装置及び運搬具193千円、その他（有形固定資産）16,928千円、差入保証金13,062千円及びその他（投資その他の資産）1,008千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積りにより算定しております。使用価値については、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスであるため零円としております。

(2) 資産除去債務

当社グループは、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、敷金及び保証金を減額する方法によっております。

この結果、当連結会計年度末の不動産賃貸借契約に係る敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は、231,824千円と見積もっております。

貸 借 対 照 表

(2025年 8 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,916	流 動 負 債	9,368
現 金 及 び 預 金	5,624	未 払 金	2,647
前 払 費 用	291	未 払 法 人 税 等	290
未 収 入 金	0	未 払 消 費 税 等	1,371
固 定 資 産	1,242,073	未 払 費 用	2,277
有 形 固 定 資 産	403,539	前 受 収 益	1,980
土 地	403,539	そ の 他	802
投 資 そ の 他 の 資 産	838,534	固 定 負 債	417,165
投 資 有 価 証 券	0	退 職 給 付 引 当 金	7,323
関 係 会 社 株 式	381,271	受 入 保 証 金	18,000
出 資 金	74	組 織 再 編 に よ り 生 じ た 株 式 の 特 別 勘 定	391,842
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,600,000	負 債 合 計	426,534
差 入 保 証 金	330	純 資 産 の 部	
長 期 未 収 入 金	333,443	株 主 資 本	821,455
貸 倒 引 当 金	△1,476,585	資 本 金	50,000
資 産 合 計	1,247,989	資 本 剰 余 金	87,908
		そ の 他 資 本 剰 余 金	87,908
		利 益 剰 余 金	701,771
		そ の 他 利 益 剰 余 金	701,771
		繰 越 利 益 剰 余 金	701,771
		自 己 株 式	△18,224
		純 資 産 合 計	821,455
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,247,989

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		81,345
営 業 費 用		156,524
営 業 損 失		75,178
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24,002	
受 取 家 賃	21,600	
そ の 他	1	45,604
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	124,900	
雑 損 失	1,810	126,711
経 常 損 失		156,284
税 引 前 当 期 純 損 失		156,284
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290	290
当 期 純 損 失		156,574

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	そ の 他	利 益			
				繰 越 利益剰余金	剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	50,000	87,908	87,908	858,346	858,346	△18,224	978,030	978,030
事業年度中の変動額								
当 期 純 損 失				△156,574	△156,574		△156,574	△156,574
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△156,574	△156,574	－	△156,574	△156,574
当 期 末 残 高	50,000	87,908	87,908	701,771	701,771	△18,224	821,455	821,455

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで6期連続で継続的な営業損失、経常損失を計上しております。加えて、当事業年度においては、子会社に対する貸倒引当金繰入額の計上により、重要な経常損失、当期純損失を計上しております。また、当社グループは、2018年8月期に重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

その後、当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という）の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意をいただき、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいりました。

事業上の施策といたしましては、①エリアマネージャー制の導入等、②返品率の減少、③文具販売の強化、④不採算店舗の閉鎖、⑤本部コスト等の削減、⑥組織再編等に取り組み、収益力の改善を実現してまいりました。

財務面につきましては、お取引金融機関により、①債務の株式化、②債務の返済条件の変更によるご支援をいただきました。

また、大株主である日販グループホールディングス㈱からは、①店舗の競争力を維持・強化するため、500百万円の出資、②既存債務の一部支払いの条件変更、③その他事業面、人事面でのご支援をいただき、財務状態の安定化を図ってまいりました。

しかしながら、お取引金融機関との事業再生ADR手続の計画期間終了となる2025年8月以降の中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が、現時点でなされておられません。加えて当連結会計年度において、重要な営業損失を88百万円、経常損失を83百万円、親会社株主に帰属する当期純損失を154百万円計上しております。このことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

現在、収益性の高い文具・雑貨や集客力の高いトレーディングカード及びガシャポンのデパートの導入拡大、粗利貢献が高いインセンティブ商品の取扱い拡大を基軸とした中期計画の策定を進めており、新たな投資に係る資金調達及び借入金の返済について、対象債権者と合意に向け、現在も交渉を継続しております。

しかし、現時点でお取引金融機関との最終的な合意が得られていないため、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

純粹持株会社である当社の主な収益は、子会社から受け取る経営指導料であります。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

土地 403,539千円
上記の物件は、株式会社文教堂の短期借入金1,384,407千円の担保に供しております。

(2) 偶発債務

① 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証

株式会社文教堂 4,003,330千円

② 役員退職慰労金

当社は、普通株主への配当金の支払いを支給条件とした役員退職慰労金規程を制定しております。

なお、当該偶発債務は当事業年度末21,900千円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権（区分掲記されたものを除く）

長期金銭債権 333,443千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 81,345千円
営業外取引 26,400千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	増加	減少	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	28,048株	一株	一株	28,048株
K 種 類 株 式	一株	6株	6株	一株
合 計	28,048株	6株	6株	28,048株

(注) K種類株式の増加及び減少6株は、普通株式を対価とするK種類株式の取得及び消却によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	2,459千円
投資有価証券評価損	6,716千円
貸倒引当金	491,941千円
減損損失	334,436千円
関係会社株式	2,436,819千円
繰越欠損金	158,538千円
繰延税金資産小計	3,430,911千円
評価性引当額	△3,430,911千円
繰延税金資産合計	一千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子 会 社	株式会社 文 教 堂	所有 直接100.0%	経営指導 資金の援助 役員の兼任	子会社借入金等に対する保証 (注1)	4,003,330	—	—
				子会社借入金に対する担保の提供 (注2)		—	—
				子会社に対する貸付 (注3)	—	関係会社 長期貸付金 (注5)	1,600,000
				子会社貸付 利息 (注3)	24,000	長 期 未 収 入 金 (注 5)	333,443
				子会社に対する経営指導等 (注4)	77,381		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社の金融機関からの借入債務につき、債務保証を行っているものであります。なお、保証料の受取はありません。
2. 子会社の金融機関からの借入債務に対して、当社が保有する土地を担保に供しております。上記取引金額の一部の1,384,407千円が担保の提供に係る期末時点の債務残高であります。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 経営指導料については、契約条件により決定しております。
5. 株式会社文教堂への債権に対し、貸倒引当金1,476,585千円（当事業年度における貸倒引当金繰入額124,900千円）を計上しております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △16円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 3円61銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月27日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御 中

南 青 山 監 査 法 人

東 京 都 港 区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 葦 澤 政 男
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 島 敦 史
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 口 俊 啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社文教堂グループホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の1.継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、取引金融機関との事業再生ADR手続の計画期間終了となる2025年8月以降の中期計画及び借入金の返済並びに資金調達に関する合意が現時点でなされていないこと、加えて当連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上